

(仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画に係る
環境影響評価方法書に対する市民意見及び事業者の見解

平成27年3月20日時点

三菱地所株式会社

本事業における環境影響評価方法書（以下、「方法書」という）については、仙台市環境影響評価条例第8条第1項に基づき、平成27年1月19日から平成27年2月18日までの1か月間縦覧された。また、平成27年1月19日から平成27年3月4日までの意見書の提出期間において、環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者の意見書が1件提出された。意見の概要と意見に対する事業者の見解を示す(表1)。

表1 住民等意見の概要と事業者の見解

No.	住民等意見の概要	事業者の見解	方法書章・頁
1	<p>方法書では、供用後の自動車の走行が評価項目に選定されていませんが、供用後の車の渋滞は大きく環境を損ねます。供用後の交通量の増大により周辺の交通渋滞がさらに悪化することを防ぐため、以下の内容を要望します。</p> <p>①都市計画道路宮沢根白石線を、仙台市の現計画のとおり、西へ直進して根白石地区と結んで整備をすること。</p> <p>②開発区域内の都市計画道路である根白石線の上田起点と、北山実沢線の実沢広畑終点をつなぐ道路の整備が実現するよう、根白石地区住民と三菱地所が仙台市に働きかけること。</p> <p>③新設道路の整備並びに主要幹線道路の改良工事、及び交通渋滞を回避して車両が進入している既存の市道、農道の改修工事を実施すること。</p>	<p>供用後の自動車走行に伴う大気質・騒音・振動等の影響については、「資材・製品・人等の運搬・輸送」として項目選定を行っており、その中で予測・評価します。いただいたご要望に対する事業者の見解は、以下のとおりです。</p> <p>①今回新たに事業計画を策定するにあたっては、開発事業と自然との調和を図るべく、事業計画地の中央に位置する尾根の大部分をそのまま残し、自然を取り込んだものとししました。そのため、計画地内の道路については方法書に記載した線形への変更を考えております。今後、仙台市との協議を経て確定していく予定ですが、いただいたようなご要望があることを、事業者として認識いたしました。</p> <p>②、③開発区域周辺の道路網につきましては、環境影響評価手続きにおける事業者の見解としてはコメントを差し控させていただきます。</p>	<p>第1章 p.1-7 ～ p.1-9</p> <p>第4章 p.4-8 ～ p.4-20</p>
2	<p>工事中及び供用後に、土砂汚泥が新堰水路および銅谷水路に流入しないよう注意してください。</p>	<p>工事中の計画地内の雨水排水は、一部を新堰水路および銅谷水路に放流する計画です。計画地内に設ける沈砂池で土砂を沈降させ、水の濁りを抑えた上で放流することで、両水路への影響ができるだけ小さくなるよう配慮します。また、今後の環境影響評価準備書において、両水路を含む6地点の濁水の濃度を予測し、工事の影響について評価します。</p> <p>供用後の計画地内の雨水排水の大部</p>	<p>第1章 p.1-10 p.1-11</p> <p>第4章 p.4-21 p.4-22</p>

		分については、八沢川または新設排水路を經由して七北田川に放流することとしており、法面排水の一部を両水路に放流する計画としていますが、法面を緑化することで、両水路への土砂汚泥の流入は小さく抑えられるものと考えています。	
3	開発地区は根白石中学校に近く、また市道上田桐ヶ崎線は、児童生徒の通学路や生活道路として使用されておりますので、工事期間中の砂ほこり、道路の汚れ、騒音のなきよう充分留意して下さい。	根白石中学校や開発区域周辺道路への工事期間中の砂ほこり、道路の汚れ、騒音については、地域住民の皆様にご迷惑をおかけしないよう配慮してまいります。また、今後の環境影響評価準備書において、工事中の大気質や騒音・振動の影響について、適切に予測・評価を行い、その結果は工事計画に反映してまいります。	第4章 p.4-8 ～ p.4-20